

## (仮称) 小樽市暴力団の排除の推進に関する条例

### (原案の概要)

小樽市における暴力団の排除の推進に関する事項について定めるため、「(仮称) 小樽市暴力団の排除の推進に関する条例」を制定します。

#### 1 条例制定の必要性・目的

暴力団は市民の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるため、暴力団の排除の推進にあたっては、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、社会全体で行う必要があります。

国においては、暴力団を取り締まるために、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(略称：暴力団対策法 平成4年施行)により暴力団員の行う暴力的要求行為等について必要な規制、取締り等を行ってきましましたが、近年の暴力団活動はより身近な社会経済活動に深く入り込み、住民生活に不当な影響を与える存在となってきたため、警察による取り締まりに加え、社会全体で暴力団を孤立させていくという構図にシフトして暴力団に対応していくことが必要となってきました。

そこで、全国的に暴力団排除条例制定の機運が高まり、平成22年4月に福岡県で全国最初の暴力団排除条例が施行され、平成23年10月には全国47都道府県全てで同条例が施行されることとなりました。

北海道においては、平成23年4月に「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」が施行され、北海道における暴力団の排除に関して、基本理念が定められるとともに、道、道民、事業者等の責務が明らかにされ、道及び事業者が講ずべき措置、暴力団事務所に関する措置等、暴力団の排除の推進に必要な事項が定められております。しかし、同条例には市が発注する事務事業や市の公の施設からの暴力団の排除については規定がないことなどから、同条例を補完するため、本市においても条例の制定が必要となっております。

このような状況で、本市における暴力団の排除について、市の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策の基本となる事項等を定めることによって、「暴力団対策法」及び「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」と相まって暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活を確保し、さらには地域経済の健全な発展に資するために、条例を制定しようとするものです。

## 2 条例の主な内容

- ・ 暴力団の排除について、市の責務を明らかにします。
- ・ 暴力団の排除に関する市の施策の基本的事項を定めます。

これによって、暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保と地域経済の健全な発展に資することを目的とするものです。

### 市の事務事業における措置

市は、その発注する建設工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利用することとならないよう、以下の措置などを講ずるものとします。

- ・ 暴力団員、暴力団関係事業者を、市が実施する入札に参加させない等の措置
- ・ 下請契約等の相手方から暴力団員、暴力団関係事業者を排除する措置

### 公の施設の利用に係る措置

市は、市の設置する公の施設が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講じます。

#### ※「公の施設」とは

地方自治法第244条第1項に規定するもので、市などの地方公共団体が、住民の福祉を増進する目的で住民の利用に供するため設ける施設です。例えば体育施設（体育館等）や教育・文化施設（美術館、図書館、コミュニティセンター等）などがあります。

### 広報、啓発

市は、市民・事業者が暴力団の排除への理解を深めるため、広報などの必要な啓発活動を行います。

## 3 施行時期

条例の施行時期は、平成26年9月頃を予定しています。